教育職員免許状取得希望の方へ(科目等履修生を希望されている方へ)

岩手大学では、教育職員免許状を取得する為の基礎資格(教育職員免許法第五条別表第 1, 第 2 もしくは第 2 の 2) を有する方が、科目等履修生制度を利用して不足する単位を修得し教育職員免許状(以下教員免許状) を取得することができます。

【取得できる教員免許状については別紙の「取得可能な教育職員免許状一覧」を参照してください。ただ し、科目等履修生制度のみでは全ての必要単位を修得することはできませんのでご注意ください。】

本紙では教員免許状を取得するにあたっての流れ(フローチャート)を説明します。取得を希望するご本人に確認いただくことが多々ありますので、本紙を熟読のうえ科目等履修生の出願をしていただきますようお願いします。

フローチャート

- ① 適用される教育職員免許法の確認をする。
- · ② 在学当時の取得単位数を確認する。
- ③ 不足単位(科目)の確認をする。
- ④ 不足単位(科目)の開設の有無を確認する。
- ⑤ 履修,単位を修得後に必要書類をそろえる。
- ⑥ 教員免許状の申請をする。
- 教員免許状取得

- →都道府県の教育委員会
- →出身学校等が発行する「学力に関する証明書」により確認 ※岩手大学では発行に2週間程度かかります
- →都道府県の教育委員会
- →郵送又は窓口にて確認
- →「学力に関する証明書」発行依頼後、発行
- →都道府県の教育委員会へ

フローチャート(詳細):上記のフローチャートについて詳細を説明します。

①適用される教育職員免許法(以下免許法)の確認をする。

教員免許状を新たに取得するにあたって必ず必要になることです。

とくに、単位不足のまま卒業し免許法が改正された場合、適用される免許法が切り替わる場合がありますので、適用になる免許法を**都道府県の教育委員会に確認**してください。

また,卒業後の職歴や学歴,単位の取得時期,既に所持している教員免許の種類等によってもケースが異なりますので必ず確認してください。

免許法	岩手大学の場合	
令和4年改正免許法	令和4年度入学者から適用	
平成28年改正免許法	令和元年度入学者から適用	
平成10年改正免許法	平成12年度入学者から適用	
昭和63年改正免許法	平成2年度入学者から適用	
昭和63年改正前免許法	平成元年度入学者まで適用	

②在学当時の取得単位数を確認する。

出身学校に取得を希望する教員免許状に関する学力に関する証明書(旧称:単位修得証明書)の作成を依頼してください。

その際、適用される免許法を出身校に知らせる必要があります。

③不足単位(科目)の確認をする。

学力に関する証明書が発行された後、**ご自分で**各都道府県の教育委員会に不足する単位を確認してください。

4)不足単位(科目)の開設の有無を確認する。

③で確認していただいた不足単位が、本学で開講している科目の中で、どの科目に該当するかをお調べいたしますので、別紙の確認依頼書により窓口又は郵送にてお申込みをお願いいたします。

※電話、メールによる受け付け及び回答は行っておりません。

なお,本学で開設されている場合でも,受講制限により受講できない科目もあるため,当該年度・学期の科目等履修生出願案内の受入制限科目一覧を必ず確認してください。

特に、教育学部においては教育実習をはじめとする実習科目・実験科目を受講することはできません。

また,カリキュラムの都合上,希望の時期に開設されない科目があります。該当学期の開講科目は時間割等にて確認してください。

〈窓口の場合〉

下記の窓口に「確認依頼書」をご提出ください。

回答に掛かる日数は、確認依頼書の内容を確認したのち、お知らせいたします。

・岩手大学 学務部 学務課(学生センターA棟1階1番窓口)

窓口受付は平日(月~金)8:30~17:00までです。

※土・日曜、祝日、夏季休業(閉庁期間)、年末年始休業、本学の休業日、入学試験日 等は受け付けしておりません。

〈郵送の場合〉

- ・「確認依頼書」と住所・氏名を記載した返信用封筒(角2)に140円切手を貼って(問合せ・各種書類希望郵送先)までお送りください。
- ※こちらにお送りいただく際には、封筒に朱書きで「教員免許状関係確認依頼 在中」と記入してください。
- ※時間割も郵送で希望される場合は、返信用封筒に210円切手を貼ってください。

時間割は、お申し込み時点でお渡しできるものとなります。お申し込みの時期により、科目等履修をしたい年度・ 学期の時間割ではない場合があります。

⑤履修,単位を修得後に必要書類をそろえる。

本学で履修した科目については、「学力に関する証明書」を交付依頼してください。

なお、「学力に関する証明書」は履修期間が終了した後に発行可能です。(前期履修分の発行は9月30日以降、後期履修分の発行は3月31日以降です。ただし、受講科目によって異なることがあります。)

出身校の修得単位と併せて免許状を申請する際は,出身校の「学力に関する証明書」も同時に提出する必要がありますので、別途依頼してください。

教員免許状の申請用紙については、各都道府県の教育委員会からお取り寄せください。

⑥教員免許状の申請をする。

各都道府県の教育委員会の教員免許担当の係に書類をそろえて提出します。

岩手県であれば岩手県教育委員会教職員課となります。

(問合せ・各種書類希望郵送先)

〒020-8550 盛岡市上田三丁目18番34号 岩手大学 学務部 学務課 教務情報グループ (岩手大学学生センターA棟1階1番窓口)

> TEL 019-621-6055 FAX 019-621-6065

(不足単位) 科目開設有無 確認依頼書

ヒシャレナギレナナ

)ます。		
(日中通話可能な番号) Ta	(ブロック体で記 E-mail	己入してください)
	受講希望 年度・学期	
(第1欄)	教諭	免許状
(教科)		※大学記入欄
科目・事項	単位数単位数	
科目・事項	単位数	
	M. II W.	
科目・事項	単位数	
	(日中通話可能な番号) Te. (第1欄) (教科) 科目・事項	(日中通話可能な番号) Ta.

※ご依頼いただいた開設有無については、大学記入欄にて回答いたします。

大学記入欄で回答した科目が必ずしも受講を希望する年度・学期に開講又は受講できるわけではございません。受講可能かについては、当該年度・学期の科目等履修生出願案内の受入制限科目一覧やシラバス、時間割にてご確認ください。